

裁量信託及び受益者連続型信託の課税関係

——イギリス信託課税からの示唆——

占 部 裕 典

- I はじめに、問題の所在
- II イギリス信託の本質とその多様性
- III わが国の類似信託の可能性と課税関係
- IV イギリス信託課税
- V 結語、わが国へのイギリス信託税制からの示唆

I はじめに、問題の所在

わが国において、集団信託に比して、個人信託（パーソナル・トラスト (personal trust)）の発展が欧米諸国等に比べて極めて遅れていることは広く指摘されているところであるが、高齢化社会にむけてのストックとしての財産に着目した財産管理・運用、私有財産の一部公益的運用への拡大、事業承継の円滑化に向けての財産管理・運用などを目的として、今後その利用価値は益々高くなるものと思われる。信託法研究者において、最近、

裁量信託及び受益者連続型信託導入の必要性を説く論考が続いているのは注目すべき動向である。⁽¹⁾たとえば、新井誠教授は、高齢化社会における財産管理を念頭に、『高齢化社会と信託』第四編（有斐閣・一九九五年）において、委託者が設定した信託目的が委託者の意思能力喪失、委託者の死亡にかかわらず持続するという、「信託における意思凍結機能」、委託者により設定された信託目的を長期間固定しつつ、その信託目的にそって信託受益権を複数の受益者に連続して帰属させるといふ、「信託における受益者連続機能」、さらに受託者がその裁量権を行使して、その委託者が指示した受益者候補のなかから現実に受益する受益者を特定するという、「信託における受託者裁量機能」、という三つの機能が、特に高齢化社会における信託の普及のため活用されるべきであると説く。このような機能を組み合わせた信託のスキームは個人の財産管理・運用計画を増大させるものとして、示唆に富む提言である。

このような機能は、民法、信託法、信託業法固有の、あるいは相互の関係から生じる問題点の検討もさることながら、わが国での個人信託の普及を税制が阻害しているとの声もかねてより聞くところであり、信託税法からの解釈論的、立法論的考察も併せて行われる必要がある。⁽²⁾

たとえば、このような機能を十分に有するといわれている、イギリスの、いわゆる裁量信託 (discretionary trust)、累積扶養信託 (accumulation and maintenance trust) の普及は、その税制面からのバックアップが拍車をかけているといわれているが、信託税制が極めて詳細に立法化されているイギリスにおいては、全信託数の九〇%が、節税目的でファミリー資産を維持・配分するために利用されているといわれている。収益保有信託 (占有権利信託又は固定利付信託) (interest in possession trust) が一九〇、〇〇〇件、裁量信託及び累積扶養信託が七〇、〇〇〇件にものぼるといわれており、また同様の状況のもとでの信託の発達はアメリカ、カナダ

等においてもみることができ⁽³⁾。

個人信託の活用に向けての信託法理と信託課税法理の両面からの法理論的な考察は早急の課題であるといえよう。以下、わが国の信託にこのような機能を持たせた場合の税法上の問題点を、イギリス信託税法を比較・検討することにより、税制面（所得税法・法人税法・相続税法〔贈与税を含む。〕）から、わが国への裁量信託、受益者連続型信託の導入可能性を探ることとしたい（なお、このような作業の糸口は既にイギリス信託税制研究会『イギリス信託・税制研究序説（トラスト六〇研究叢書）』（清文社・一九九四年）にみることができ。併せて参照されたい。）。

II イギリス信託の本質とその多様性

一 信託の本質（信託の二つの類型）

信託は、財産の法的な所有権がある一定の者（受託者〔trustee〕）に存し、そして受益的な権利が別の一定の者（受益者〔beneficiaries〕）に帰属するという、法的な考案物である。信託は、通常、証書か遺言により設立され、信託を設立した者は、通常、委託者（settlor）と呼ばれる。信託は、通常、継承的財産処分（セツトルメント〔settlement〕）としても言及されているが、その文言は、信託よりも広く、契約、処分及び和議などのようなものも含む。イギリスの信託税制、さらには上記の三つの機能を考慮するに際しては、収益保有信託と裁量信託という、二つのタイプに着目する必要がある。イギリス信託（法）の詳細は既にわが国では広く研究が進められて⁽⁴⁾いるところではあるが、課税関係を考察する前に、イギリス信託の基本類型（裁量信託、収益保有信託、受動信託〔bare trust〕）の三つが基本的タイプであるが、本稿では前二者の検討が有益である。）を概観してお

くことにする。

信託を活用する租税誘因としては、後述する相続税回避（潜在的非課税譲渡の利用）、キャピタル・ゲイン課税における「課税の繰延べ（ホールド・オーバー・リリーフ）」の利用、信託課税による税率（通常の所得税率より低いことによるベネフィット）などが中心であろうが、その他の理由としては、①未成年者のための財産保有、次世代の者のためにキャピタル・ゲインを維持・保有すること、②受益者が所得を享受できるようにすること、③将来の偶発的事故・災害に備えること、④受益者の資金の悪化・破産の場合におけるキャピタルの保全、⑤知的障害者等に対する基金の保有、⑥従業員のための株式保有、⑦公的目的、年金、あるいは歴史的な建物のための資産保有などがあげられよう。⁽⁵⁾しかし、租税要因は信託選択のための極めて重要な要因の一つであることにはかわりはない。

(1) 収益保有信託⁽⁶⁾

収益保有信託 (interest in possession trust) は、その保有者に、帰属すべきものについての請求権を付与する。この典型的なものは、ライフ・テナンシイ (生涯権) (life tenancy) である。ここでは受益者が生涯にわたり所得の一部及び全てを取得する権利を有している。受益者が法的にどの程度の所得を取得しうるかは、信託の設立証書の条項による。受託者がライフ・テナント (生涯保有権者) (life tenant) に所得を支払わないとすると、受益者はそれを請求することができる。このような継承的財産処分は、未亡人のために生涯にわたり、いわゆる生涯権 (life interest) を与え、彼女が死亡したときにその子供に信託キャピタルを与えるために特に用いられている。

信託は通常、「生涯Aに、生涯Bに、そして残余権 (remainder) をCに」という形態をとる。Aは、彼が生

きている間は収益保有権 (占有権) (interest in possession) を有しており、A の死後において、B 及び C は順次この収益保有権あるいは残余権を取得することになるという意味において、「将来継承すべき」者である。

このような幾人にもわたる多くの継承的な生涯権を規制するルールは、パペチュイティ (永久的) ・ルールあるいは永久権禁止則 (perpetuity rule) としてよく知られている。⁽⁷⁾ ここでは通常その信託の期間を八〇年を超えないように制限している (Perpetuities and Accumulations Act 1964: PAA1964 等参照)。上述の例で、A と、A は生涯にわたり収益保有権をもち、B と C の権利というのは条件付き (留保付き)、「将来継承すべき」状態ということになる。A が死亡すると、B はその権利を「フォール・イン (Fall in)」するといわれており、収益保有権を取得する。C の権利は、B が死亡するまで (条件付きであり) 「将来継承すべき」状態である。A と B はライフ・テナントであり、C は帰属権利者 (remainderman) である。かれらは全て受益者であり、また一方で B と C は潜在的な受益者でもあるといえよう。

収益保有権 (占有権) をもつ信託の一つの形態として、家族のなかの特別な浪費家 (たとえば放蕩息子) のために設定される保護信託 (protective trust) と呼ばれるものがある (Trustee Act 1925: TA1925 §33)⁽⁸⁾。生涯権について権利を有している者は、その者が所得について有する権利の行使を停止させられるような事由を行った場合 (たとえば収益保有権の放棄とか破産) には、その生涯権 (ライフ・インタレスト) は終了し、代わりに所得は、主たる受益者又はその家族のために裁量的な信託によって保有される。保護信託は、確定的な権利をもつた信託と裁量的な信託との結合物であるといえよう。

(2) 裁量信託⁽⁹⁾

収益保有権をもたない継承的財産処分 (すなわち信託) は、受託者が一定の決定を行ってはじめて受益者が権

利を取得するということになり、本質的には受託者の裁量に依存するものである。このような信託は、所得がキャピタルのどちらか、あるいはどちらに關しても裁量的でありうる。このような裁量信託 (discretionary trust) の基本的な特徴の一つは、受益者のクラス (集団) が明確に認識しうるものでなければならぬということである。受益者の完全なリストがいつでもつねに作成されているということは要件ではない。しかし、権利を主張することができるようになる受益者が自らその権利を贈与する場合には、自分が受益者であることが明らかでなければならぬ。そのようなクラスの例は、「Xの息子らと孫たち」あるいは「ロンドンで生まれた知的障害者の息子」といったようなもので足りると解されている。⁽¹⁰⁾

このような信託は、委託者の遺言により設定される。同時に、委託者は、裁量がどのように行使されることを望んでいるかを指示しておくこともありうる。ただし、このような指示は受託者を拘束するものではない。受託者は、そのような信託の信託条項にもとづいて、受益者に所得又はキャピタルを配分しうるし、また一定の受益者には所得又はキャピタルを配分しないこともできる。受益者は受益者のクラスのなかに存在するが、受託者が当該受益者のために裁量権を行使しないかぎり、なにを取得する権利ももたないといえる。また、このような信託は、前述の信託同様に、パペチュイティ (永久的) ・ルールに服している。

裁量信託の特別なタイプが累積扶養信託 (accumulation and maintenance trust) である。⁽¹¹⁾ ここでは、通常、二五年間子供らのために財産が設定される。受託者は、それらの子供の教育、養護のために、彼らに所得又はキャピタルを前払いする裁量をもっている。しかし、その所得が前払いされない限りで、所得は累積し、子供が、二五才までの年齢で、条項に規定した一定の年齢に達すると、当該所得はキャピタルについての、その子供の持分を構成する。累積期間は二一年を超えすることはできず、そのような信託はパペチュイティ (永久的) ・ルールに

服している。

III わが国の類似信託の可能性と課税関係

このような信託をわが国でも設定すると次のようなものが考えられよう。⁽¹²⁾併せてその際の課税関係を概観することにする。

①一九九〇年四月一日に信託を設定する。信託条項に基づき、「収益受益権を委託者Aの存命中は収益受益権をBに、Bが死亡した後は収益受益権をCに、そして、Cの死亡後には元本受益権あるいは残余財産をDに帰属させる」(信託①)とする。これは収益保有信託に類似し、受益者連続型信託として後継ぎ遺贈型信託への道を開くものである。このような信託は既に、わが国においては「経営権の承継と株式管理信託に関する考察(報告書)」(財団法人トラスト六〇・一九九二年)において、事業承継の円滑化における信託の活用にあたり、配当受益権を事業継承者以外の相続人に、元本受益権を事業継承者という形で、検討が行われているが、現行税法のもとでは通常の相続税・贈与税負担よりも軽減されないこと、その後地価が低落し、かつてほど事業承継が困難ではなくなってきたことなどもあり、中小企業のオーナーあるいは信託業界においてそれほど魅力的なものとは映らなかつたようである。⁽¹³⁾

ここでわが国の信託法が受益者連続の信託を認めるか否かという問題を別にすると、相続税法四条二項により、まず信託設定時に受益者Bに委託者Aにより収益受益権の贈与があつたとみなされ、みなし贈与課税が生ずる。問題は、この時点において受益者Cにも収益受益者の課税が生ずるか否かであろう。

この問題は、さらに一九九〇年四月一日に信託を設定するが、信託条項に基づき、「収益受益権を委託者存命

中はAに、Aが死亡した後には収益受益権をBに、Bが死亡した後には収益受益権をCに、そして、C死亡後には元本受益権あるいは残余財産をDに帰属させる」(信託①—1)とした場合と対比するとより問題点が鮮明となってくるであろう。

この問題については、相続税法四条二項本文括弧書きにおいて、「贈与（・・・）第四号の条件が委託者の死亡である場合には遺贈）により取得されたものとみなす。」と規定することから、委託者の死亡を停止条件とすることは明らかであるが、その他の場合については必ずしも明らかではない。条文上からは、信託①において、相続税法四条二項という委託者Aの「死亡」と同様に受益者B、Cの「死亡」を停止条件とみることができると否かで課税関係が大きく異なってくるであろう。

税法の解釈原理である厳格解釈をするかぎり、⁽¹⁵⁾信託①においては信託選定時に受益者B、Cにみなし贈与による贈与税課税が生ずるであろう。受益者の「死亡」が期間であると考えると、これらも信託設定時に受益者すべてにB、Cに対して贈与税が課税されることになる。また、このような解釈を取ると、信託①—1においては、委託者Aの死亡時に受益者すべてにB、Cに対して相続税が課税されることになる(当初は自益信託でもあるが受益者が特定しているという意味において他益信託でもありうることから、信託設定時にB、Cに課税関係が生ずるとする見解もありえよう)。いわゆる「網打ち効果」が生ずることとなるのである。一方、これらの死亡を停止条件と解すると、受益者Cの課税時期は受益者Bの死亡時まで課税が繰り延べられることになり、相続税法四条二項四号により相続税が課税されることになる。

受益者が重複して指定された信託(当初委託者が受益者であり、その死亡後に収益受益権は受益者Aに帰属する定めた場合)においてであるが、既に大正十一年当時、①死亡の時に受益権が発生するとする説、②信託設定

時に委託者と受益者Aは受益権を取得するとする説が対立し、後続受益者の課税時期が論じられてはいた。⁽¹⁶⁾ 昭和二二年改正において、相続税法四条二項四号規定の原型が盛り込まれたのであり、それまでは信託法理からのアプローチで課税時期が論じられていたといつてよい（この点からも、信託法理の視点は今日なお、問題となる。相続税法四条二項四号の解釈に無縁ではない。）

課税実務においては、現行の相続税法四条一項における「信託設定時課税の原則」の趣旨（租税回避の防止）、租税法規の厳格解釈の原則等からすれば、前者の課税関係が支持される可能性は大であるように思われる。

なお、残余権者Dの課税関係を考えるにあたっては、帰属権利者が受益者に含まれるのか、さらに帰属権利者とはどのような者を指すのかという点がまず問題となろう。帰属権利者Dを残余権の帰属権利者とする、信託終了時までその受益権の内容は確定しないことから、信託終了時（又はCの死亡時）が課税時期となるであろう。一方残余権者が既に設定時において元本受益権を有している場合には帰属権利者が受益者となるであろう。また上述の受益者連続型信託の議論同様、その課税時期については受益者の死亡を「停止条件」と解すれば、受益者Cの死亡時が課税時期となろう。⁽¹⁷⁾

しかし、そもそもわが国の信託税法においては、受益者連続信託はそもそも念頭に置かれておらず、なお検討が必要であらう。

②Xは遺言で「Xの子供と孫のために」信託を設定したが、信託条項に、信託所得の配分、配分する受益者（上記の受益者のだれに配分するか）を受益者の裁量により委ねる旨の規定をおくこととする。これは裁量信託に類似するものである。この場合、わが国では受益者課税にあたっては、受益者が確定（相続税法四条一項二号参照）、特定あるいは存在している（相続税法四条二項四号、所得税法一三条一項一・二号、同条二項参照）か否かが問

題となるが、信託②のようにどの受益者に、いくら支払うかが受託者の裁量とされている場合には、受託者は、⁽¹⁸⁾存在、特定、あるいは確定しているとはいえないことから、受託者が受託者を特定し、かつ所得が配分される時までは受益者に課税関係は生ぜず、「委託者課税の原則」が、相続税法、所得税法において適用されることになろう。

③Xが遺言で「子供Aのために」信託を設定したが、信託条項において、Aが成人するまでは累積し、成人後Aに支払われるとする。成人に達するまでとの条件が付けられているようにもみえるが、これはいわゆる期限(始期)付で受益者に受益権を帰属せしめるものであると解すべきであり、相続税法四条二項四号という停止条件に該当しない(期限(始期)付権利と停止条件付権利では受益期待権に大きな相違がある。)と考えられることから、信託設定時にみなし贈与が成立し、累積期間中においてもAに所得税が賦課されることになるものと解されよう。

IV イギリス信託課税

イギリスの信託課税について、所得税、キャピタル・ゲイン税、相続税に係る課税関係が相互に生ずることになる。⁽¹⁹⁾

一 信託の設定時

(1) 相続税

委託者が信託に資産を移転させる(生前譲渡)と、委託者の遺産(estate)は減少し、委託者が相続税の潜在的な納税義務を負うことになる。イギリスの相続税は、死亡時の遺産及び死亡前七年以内に行われた贈与につい

て課税する。収益保有信託及び累積扶養信託 (Inheritance Tax Act 1984: IHTA1984 §71) においては、贈与は潜在的な非課税譲渡 (potentially exempt transfer: PET) とみなされる (IHTA1984 §3A)。生前譲渡の多くはPETに該当するが、収益保有権を有しない信託、いわゆる裁量信託の設定等、一定の譲渡は直ちに相続税が課税されることになる²⁰。

PETとは、受益を留保した贈与に該当しない限り(そのような信託の場合では、それは委託者が現に、あるいは潜在的に受益(ベネフィット)を受けていることとなる)、譲渡者(贈与者)が七年以内に死亡したときに相続税が課せられることになる。相続税は生前税率二〇%と死亡税率四〇%の二種を有しているが、このような場合、死亡時の死亡税率(但し、譲渡の時から三年を超えて死亡したときには軽減措置がある。)で課税される(IHTA1984 §54A, 54B)。純粹な裁量信託においては、贈与は直ちに相続税の課税関係を生むが、大抵の委託者は、零税率限度額の範囲内(£一五〇,〇〇〇をインデグゼーションした額)に納まり、それを利用するので、課税問題は生じない(なお、課税譲渡に対する追加税率については、IHTA1984 §7 参照)。

(2) キャピタル・ゲイン税

委託者が現金を信託に贈与しない限り、資産の時価(市場価額)で処分されたとみなされ、そしてキャピタル・ゲイン税の潜在的な納税義務が生じる(Capital Gain Tax Act 1979: CGTA1979 §53-56, 126B, sch.4)。これらの規定は今日、Taxation of Chargeable Gains Act 1992: TCGA1992 §70-73, 165 におかれている(以下同様)。キャピタル・ゲインの計算は、資産の処分価額から控除しうる支出額(ベース・コストといわれる)がその主たるものは取得価額である。)を控除することにより算定される。キャピタル・ゲイン課税の税率は所得税と同じ税率であるが、キャピタル・ゲインは所得のトップ・スライス部分として税額は算定される。

事業用資産 (business assets)・農業用資産 (agriculture assets) については、委託者は、信託がどのようなタイプであるかを問わず、課税の繰延べ (hold over relief) を選択することができる (CGTA1979 sch. 4 paras. 1-3, TCGA1992, sch. 7 paras. 1-3)。これは、委託者において課税されるゲインに代えて、受益者が資産の取得について支払ったであろうと考えられる取得価格 (時価) から当該ゲインを控除することにより、受託者がその資産を売却するまで、当該ゲインが繰り延べられるということを意味している。⁽²¹⁾ 収益保有信託において、たとえば委託者が受託者へ $\text{£}100,000$ でかつて取得していた土地 (時価 $\text{£}150,000$) を譲渡すると、受託者の取得価額は、 $\text{£}100,000$ にインデグゼーション (仮に 0.181 とする。) を上乘せした $\text{£}118,100$ となり、キャピタル・ゲインの課税の繰延べは $\text{£}31,900$ となる。

非事業用資産については、そのようなゲインが相続税と同時にキャピタル・ゲインの課税関係が生じる場合には、ゲインがたとえ零税率限度額 (個人の二分の一、原則 $\text{£}11,900$) である。CGTA1979 §5(1B), TCGA 1992 §3) 内であるとしても、課税が繰り延べられることとなる (CGTA1979 §§147A, 147B, TCGA1992 §§260, 165(3)(d))。よって、これはPETの適用を受けない裁量信託等に対する贈与においてのみ生じる。⁽²²⁾ また、この種の観念的な移転からのキャピタル・ロスも、同じ受益者における将来の取引からのキャピタル・ゲインと相殺される (CGTA1979 §4(1), TCGA1992 §82 (2) 及び CGTA1979 §§31, 33, TCGA1992 §§37, 39 を併せて参照)。

二 信託財産の運用 (信託期間中)

(1) 所得税

すべての信託において、所得は基本税率 (二五%) で課税され、受託者により納付される (Income and Cor-

poration Taxes Act 1988: ICTA1988 §686)。ただ、裁量信託、累積扶養信託の所得は、さらに一〇%の付加税率 (additional rate) で課税され、同様に受託者により納付される。付加税率はかつては所得税の第二バンドになるようにセットされていたが、今日は所得税率よりも低く、法人税率 (三五%) と一致するようにセットされている。⁽²²⁾ 収益保有権信託においては、総信託所得が受益者に配分され、受益者は自らの他の所得と合算したうえで課税されるが、受益者は、税額控除をなす。最終的には、受益者は受益者の限界税率で課税されることになる。たとえば、信託所得が、一、〇〇〇について、受託者Aが、二五〇の税を支払うと、受益者Bは、一、〇〇〇が帰属したとみなされ、もし、受託者Bが零税率であれば、二五〇の還付を受ける。しかし、Bが四〇% (第二バンド) の税率での納税義務が存すれば、さらに、一五〇の納税が必要となる。なお、受託者が、一、〇〇〇のうち、三〇〇を信託管理について支出した場合には、受託者は、三〇〇 (つまり、グロスアップすると、四〇〇) を支出しているものとして取り扱われることから、受益者の個人の所得は、六〇〇となり、一五〇 (所得についての税額が二五〇から費用についての観念的な税が一〇〇を差し引く) の税額控除が生じる。⁽²³⁾

裁量信託、累積扶養信託においては、受益者は信託から受領した所得額を当該受益者の他の個人所得に含めて税額計算を行い、受託者が支払った三五%の税額に係る税額控除を行う。よって、受益者に配分された所得は当該受益者の限界税率で課税されることになる一方、未配分信託所得は受託者に三五%税率で課税されることになる。

受託者の所得の付加税率については、Finance Act 1993 (FA1993) sch.6 para.8 により ICTA1988 §686(1), (1A) が改正され、同条は、「受託者は信託に適用される税率」で所得に課税される (受託者は人格代表者 [personal representative] ではない) 旨、規定している。「受託者は信託に適用される税率」とは、その年度にお

いて効力を有する基本税率と付加税率（一〇％）の合計額に等しいと定義されており（ICTA1988 §686(2)）、これは所得が累積し、受託者の裁量により配分される所得等一定のものに適用される。これは一九九四―五年度は三五％である。この税率は、信託所得が信託の所得費用を超える部分に適用される（ICTA1988 §686(2)(d)）。²⁴）のような所得を受け取った受益者は、前述したように三五％の税額控除を行うことができる。

受託者は、キャピタルを受益者に配分することも可能であるが、それは三五％で賦課される所得（総純所得）として取り扱われ、受託者はその支払額をグロス・アップして、三五％で賦課される。たとえば、受託者が受益者にキャピタルから五六五を支払うと、これを三五％でグロス・アップして三五％を乗ずると、所得税額は五三

五となり、かなりの高率となる。²⁴

なお、所得税法においては、委託者又は受益者に対する課税とは別に、租税回避規定としての「委託者への利益帰属主義ルール (benefit to settlor rules)」が存在する。委託者及び委託者の配偶者が継承的財産処分について権利を有する場合（TAI1988 §672, 674, 674A, 673, 683 の規定があるが、現在使用されている規定は §674A〔委託者の権利が残存している継承的財産処分〕である）、委託者の未成年者子女が継承的財産処分からキャピタルの支払い又はベネフィットを享受している場合（所得税について、TAI1988 §677, 678. なお、²⁵）キャピタル・ゲイン税について、FAI1988 sch.10) には、委託者は委託者の限界税率で課税を受けることになる。

(2) キャピタル・ゲイン税

受託者が資産を処分した場合（いわゆる信託管理において生じる現実の処分）とみなし処分の場合が問題となる。キャピタル・ゲインについては、受託者が処分した財産は、受託者が財産を前者のように売却したためであ

ろうとも、あるいは受益者が受託者に替わってその財産について権利を有するようになった場合（観念的な処分、以下、「みなし処分」という。）であろうとも、キャピタル・ゲイン税が賦課される（ただし、キャピタル・ゲイン税の年間基礎控除額は $\$2,900$ であるので、これを超えると課税される）。ここで注目すべきは「みなし処分」であるが、これは、ライフ・テナントが死亡以外の理由で、受益者が継承的財産処分（信託）において「絶対的な受益者」になった場合に生ずる（納税義務は受益者に生じ、受託者には生じない）。純粹な収益保有信託（ライフ・インタレス・トラスト）は、二五％税率による課税である。その他の信託においては、三五％税率による課税である。課税の繰延べは、(a)事業資産及び農業資産について、また(b)信託財産を構成してから三か月又はアニバーサリーから三か月を経過後に、裁量信託の資産について相続税が支払われる場合には、適用される（CGTA1979 §124）。また、この課税の繰延べ措置は、累積扶養信託において、子供らが同時に所得又はキャピタルに権利を有するという条件のもとで、累積扶養信託（継承的財産処分）の資産についても適用される（CGTA1979 §124）。

(3) 相続税

収益保有信託の資産は、ライフ・テナントの遺産に存するものとして相続税法上は取り扱われる（HTTA1984 §4）。このような譲渡は通常の死亡税率で課税される。死亡者の遺産に応じた税率により「設定された財産」に帰属する税は受託者が支払う。この結果、ライフ・テナントが死亡すれば、その税率を確定するために、その信託の資産は、ライフ・テナントの遺産に存する資産と合算される。その結果、死亡者の遺産に含まれるファンドの価値によっては税率が高率となることもありえよう。ライフ・テナントが、死亡以外の理由で消滅する、あるいは処分される（収益保有権を現実に譲渡（売買、放棄等）する。）場合には、HTTA1984 §51は権利の消滅、

処分を HTA1984 §52 のもとの譲渡をもたらすものとして取扱い、受益者の権利が帰属する「財産の価額」に等しい譲渡（その譲渡は P E T）として取り扱う。ライフ・テナントは相続税法のもとで P E T を有するものとみなされる（それは、ライフ・テナントが移転後七年以内に死亡した場合にのみ課税されることになろう）。保護信託については、特別な規定がある（HTA1984 §88）。保護信託の受益者の生涯権がたとえば当該受益者の破産等により終了した場合（裁量信託が生じるが）でも、当該受益者の生涯権は当該受益者の死亡まで、当該受益者の家族になしたキャピタルの支払いが当該受益者の生涯権の部分的な消滅として取り扱われることはありうるけれども、継続するものとして取り扱われる。保護信託の受益者が死亡したときに残存しているキャピタルすべては、当該受益者個人の遺産として合算される。

裁量信託の資産は、だれにも配分されえないことから、特別な制度が存する。すなわち、収益保有権の存しない裁量信託において、ファンドを受益者の収益保有権に帰属させ、継承的財産処分（信託）自体が納税主体となり、相続税について、当該資産が信託に存し、そして裁量レジュームに服している場合に定期的な期間課税を受ける。これは、①信託のアニバーサリーに対する一〇年周期の課税（以下、「一〇年アニバーサリー（ten year anniversary）」とさう。HTA1984 §§61, 66）及び②その資産が信託を離脱するときに、原則的な賦課方法である一〇年アニバーサリーを充足しない残りの期間を拾い上げるための出口税の賦課（以下、「出口税（exit charge）」とさう。HTA1984 §65）とさう課税形態をとっている。⁽²⁶⁾すなわち、一〇年アニバーサリーが原則であるが、継承的財産処分を組成する財産が、相続税が賦課される「相当な財産」（HTA1984 §88(1)）に該当しなくなる場合等には、出口税が賦課される。

一〇年アニバーサリーで賦課される税率は、実効税率（賦課されるべき相続税を相続税が課される割合として

示すことによつて算定される率)の三〇%(この計算には生前税率が用いられるので最高生前税率二〇%を用いると最大税率は六%となる。)であり、相続税はその率を、HTTA1984 が規定する課税譲渡(①継承的財産処分が開始される直前の継承的財産処分の価値等 (HTTA1984 §66(4)) ②継承的財産処分が設定された日から七年間のうちに委託者が行ったあらゆる課税譲渡 (HTTA1984 §66(5))、③継承的財産処分について過去七年間において、相続税が生前税率で賦課された課税譲渡。HTTA1984 §7(2)参照)により譲渡された譲渡価値(価値)に乗じて算定される。

たとえば、一九八四年三月一日にAは裁量信託に£50,000の投資を行う(当時の零税率バンドは£60,000)とする。また、Aは一九八〇年五月一日に£20,000の課税譲渡を行つていたとする。すると、裁量信託の設定時に相続税は、£10,000×生前税率一五%で£1,500となる。一〇年アニバーサリー課税は、一九九四年三月一日に生じ、当時の信託基金の価値は£250,000とする。一〇年アニバーサリー課税は、譲渡価値(価値)£250,000、累積課税譲渡(一九八〇年五月一日)£20,000、譲渡価値(価値)£150,000の相続税£0、差額(£250,000+£20,000-£150,000)£20,000の二〇%は£24,000、これから控除する相続税£0、信託基金の相続税£24,000となることから、一〇分の三×£24,000=£7,200となる。

また、一九八四年三月一日に£30,000で第一の裁量信託を、さらに同額で収益保有信託を設立し、二つの信託が関連的継承的財産処分(セツトルメント)であるとする。第一信託は一九九四年三月一日に一〇年アニバーサリーを迎え、£150,000の評価額を有するとする。この場合には£150,000の相続税£0、£30,000については二〇%の生前税率を乗じると相続税額£6,000、相続税の総額£0+£6,000

〇〇〇〇六、〇〇〇〇となり、一〇年アニバーサリー課税は一〇分の三×(£六、〇〇〇+£一五〇、〇〇〇)×£一五〇、〇〇〇〇〇〇となり、〇〇〇〇となる。

累積扶養信託においては、受益者がキャピタルに権利を有するか、キャピタルに生涯権を取得するまでは、受益者に帰属しないものとして取り扱われ、特別に優遇されている (HTTA1984 §§58, 71(4), 3A(3))。これらの信託については期間税又は出口税というものは存在しない。

三 信託から離脱する資産 (信託財産)

資産は様々な理由で信託から譲渡・移転させられる。(a) 受託者が資産を売却した場合、(上述したキャピタル・ゲイン参照)、(b) 受益者が受託者に対して資産の権利を取得する(その原因としては、①受益者が成人に達する場合、②受益者が帰属権利者(残余権者)となつている場合に、ライフ・テナントが死亡する場合、③受託者が受益者らのために裁量権を行使する場合、④信託が消滅する場合などがある)。(c) 資産が別の信託に譲渡される場合、などに譲渡・移転が生ずる。

(1) キャピタル・ゲイン税

このような場合には、相続税とキャピタル・ゲイン税、又は相続税かキャピタル・ゲイン税の課税関係が生じる。どちらの課税関係も生ずる場合には、キャピタル・ゲインについては課税の繰延べ (hold over relief) が適用される (FAI1989 §124)。これ以外の「課税の繰延べ」は、事業資産及び農業用資産についてのみ適用される。キャピタル・ゲイン税が生じない特別なケースとしては、ライフ・テナントが死亡するような場合である。

その場合には、「みなし処分」と受託者による資産の時価による再取得が生じる (CGTA1979 §55(1)(a), TCGA 1992 §72(1)(a)) が、課税の繰延べのゲインが賦課されるようになる場合 (キャピタル・ゲインは受益者が死亡し

たら課税される。CGTA1979 §56A (2) TCCGA1992 §74(2) を除いて、課税関係は生じない。

ある信託から別の信託への資産の譲渡が同じ信託内に資産が存在するとみなされるような場合には、キャピタル・ゲイン税の課税関係は生じない。ただし、これは、第一の信託の条件が第二の信託を支配し続けているというような場合である (Statement of Practice: SP 7/84)。

(2) 相続税

相続税の課税関係は、信託のタイプによる。たとえば、裁量信託において、資産が一〇年のアニバーサリー前に裁量信託から離脱し、信託に賦課する場合に資産 (のゲイン) が零税率対象額を上回らないのであれば、資産が離脱のときまでに増加した価値を有していたとしても、出口税に係る税額は生じない。

四 信託における将来的享受権、その他の権利

(1) キャピタル・ゲイン税

将来的享受権 (reversion)、信託におけるその他の権利は、原則的には、当該将来的享受権、その他の権利が購入されたものであるか、あるいは委託者又は委託者の配偶者の権利であるといった場合を別にして、キャピタル・ゲイン税を生じることなく、処分をなす。

(2) 相続税

相続税において、将来的享受権は、だれかに帰属あるいは条件付であろうとも、継承的財産処分 (信託) にかかる将来的な権利であるといえる。これは単なる期待権とは区別される必要がある。この将来的享受権は、市場価値を有しているが、原則として相続税の課税対象とならない除外財産 (excluded property) である (HTA 1984 §48(1))⁽²⁷⁾。これは、将来的享受権が死亡時にその個人の遺産を構成しないということ、放棄するときに資産

としてみなされないと取り扱われているということを意味している。生涯権（ライフ・インタレスト）に係る資産はすでにライフ・テナントの遺産に含まれているとみなされているので、資産の二重のカウンントを回避する必要はある。よって、将来的享受権を保有しており、現金をとりあえず必要としないような者は、その権利がフォール・インする前に（つまり、ライフ・テナントが死亡する前に）自分の子供らにその将来的享受権を与え、そして他の世代のものに係る相続税を軽減することができる。

V 結語―わが国へのイギリス信託税制からの示唆―

イギリスとわが国の税制を比較した場合の際立った相違点として、以下のものを挙げることができるであろう。これらはわが国の信託課税法理及び今後の信託税制のあり方に示唆を与えることになろう。

①わが国は自益信託の場合には、所得税法において委託者が信託財産を有するものとみなして委託者に課税、他益信託の場合には受益者が信託財産を保有するものとして受益者に課税をする（所得税法一三条。法人税法一三条も同様）。イギリスは、受動信託は信託所得及び信託キャピタルの実質的所有者であるといえるが、裁量信託、収益保有信託においては受託者が信託財産を保有しており、受託者課税を採用している。わが国の自益信託及び他益信託に該当するような場合においても受託者課税が原則であるといえよう。租税回避の目的から例外的に委託者課税を採用するに過ぎない。

受動信託において、受益者は信託所得・キャピタルの実質所有者であり、個人所得課税と原則的には同様に見えることができる（ただし、受託者は受益者の代理人として信託所得について基本税率二五％で課税され得ることがある。）が、収益保有信託は、受益者が信託財産の所有権を有していないと考えられており、受動信託の課

税関係に類似しているといえるものの、受託者課税を原則とする。裁量信託においてはいつ誰が最終的に所得を得るかは不明であるので、個々の受益者にあった税率で課税することができないことから、付加税率を加算して三五%の税率としている。

裁量信託、収益保有信託に類似するようなわが国の信託（わが国においては自益信託及び他益信託に該当）において、一律に受益者が所有権を有するか否かといった「みなし規定」で課税関係を律することには問題がある。

受託者に受益者を特定し、かつ配分額を決定する裁量を付与している場合に（いわゆる裁量信託）においても委託者課税原則の射程距離に納まってしまふ。所得税法において、「受託者が特定していない場合」又は「存在していない場合」は委託者課税と規定するが、その結果「受益者が存在していても特定していない場合」も委託者課税となる。これは、所得が将来的に委託者ではなく、存在する受益者のだれかに帰属することが明確であることから、「行きすぎた委託者課税」を引き起こしている。

委託者課税原則の射程距離を信託法理から再検討することが今後不可欠であろう。かつて、わが国においても受益者不存在又は不特定の場合に、受託者課税主義が採用された経緯がある（大正一年所得税法三条の二第二項）が、これは受託者を受益者の代理人とみなしたに過ぎないものであった。⁽²⁸⁾ 所得課税法における委託者課税原則原則は世界的にみても極めて稀な制度であることに留意しておく必要がある。⁽²⁹⁾

②わが国の相続税法四条においては、「受益者が特定していない又は存在していない信託」においては委託者に信託財産が存するものとみなされ、「特定又は存在」した時点で贈与税及び相続税の課税関係が生ずる旨、規定することから、いわゆる裁量信託類似の信託には課税関係は生じない。

これに対して、イギリスの相続税においては、収益保有信託の設立にあたっての信託への生前譲渡は、収益保有権を有する受益者に対する贈与として取り扱われ、受益者はその信託財産を保有しているものとみなされる（ただし、これは潜在的非課税譲渡に該当するとして取り扱われている）。累積扶養信託の設立も潜在的非課税譲渡に該当するとして取り扱われている。これに対して、裁量信託の設立にあたってのそれは、継承的財産処分（信託）自体が納税主体となり、相続税の課税関係が生ずる（ただし、事業用資産等の譲渡は「課税の繰延べ」の適用を受けることとなる）。

わが国の相続税法は遺産取得者課税方式であるのに対して、イギリスのそれは遺産課税方式を採るため、相続税に係る信託課税法理は直接的にはわが国への検討資料とは必ずしもなりえないといえよう。

イギリスにおいてはこの潜在的非課税譲渡（PET）が信託を用いた財産計画の利点となっている点は否定できない。しかし、その是非はともかくも、イギリスにおいて生前贈与による信託設定段階での課税はキャピタル・ゲイン課税を含めて、極めて限られた場合であるといえよう。また、裁量信託においては信託財産は信託に、収益保有信託においては受益者に各々帰属するとの前提に立脚していることは興味深いものがある。

なお、わが国では、アメリカの撤回可能信託に類似するような信託などにおいても、設定時に「みなし贈与」が生ずることから、現行税制の妥当性が疑問視されている。³⁰⁾

③キャピタル・ゲイン税においては、信託の設立時に委託者から受託者へ、現実の処分が行われると、そのゲインは市場価額で処分されたことになり、イグゼンプションや課税の繰延べといったリーフが受けられない場合には、年間控除額（現在 $\text{£}2,900$ ）を控除した後、委託者はキャピタル・ゲインを賦課されることになろう。委託者の税率は委託者の所得のトップ・スライス部分としてキャピタル・ゲインが取り扱われ、税率が算定

される（よって、税率四〇％に簡単になりうる。）。受託者に帰属する場合においては、事業用資産等においては「課税の繰延べ」が適用されることから、キャピタル・ゲイン税ではなく、相続税が賦課される（イギリスにおいて、収益保有権課税、累積扶養信託はP.E.Tに該当し、裁量信託は直ちに相続税とキャピタル・ゲイン税を賦課されることから、「課税の繰延べ」を選択できる。）。

受託者が信託ファンドを構成するものを第三者に売却した場合（現実の処分）には、生じたゲインは継承的財産処分（信託）の種類に応じたキャピタル・ゲイン税率で課税されることになる。信託財産は受託者に帰属するが、受託者に対して絶対的な権利を取得した者が信託に存する場合には受益的な所有者に帰属するものとみなされる（TTGAI992 §71）。この場合、受託者はその財産を処分し、TTGAI992 §60 で定義されている受動受託者として、それを市場価額で再取得したとみなされる。信託が累積扶養信託である場合、資産が事業用資産等である場合を除いては、キャピタル・ゲイン税が賦課される。

委託者と受託者（あるいは信託）間における贈与、譲渡を認識し、設定された財産の時価をもとにキャピタル・ゲイン税（あるいは相続税）の課税関係を認識するものとして（特に、イギリスの「みなし処分」課税参照）、わが国と大きな相違がある。信託におけるキャピタル・ゲインの認識、さらに所得税法同様、「受益者が特定していない又は存在していない信託」においては委託者に信託財産が存するものとみなすという制度への再検討の機会を提供するものといえよう。

④イギリスにおける相続税の課税客体は、わが国のように、「信託（収益）受益権」ではなく、一定の課税譲渡により譲渡された資産（排除財産は除く。）の価値（value）であると解される。わが国では、信託によっては「信託（収益）受益権」の評価が極めて困難となることもありうる。また、相続税法四条一項の採用する信託行

為時課も「現実受益主義」(受益者が受託者に対して信託行為により給付されるべき利益の請求権の現実に発生したる時に課税するとするもので、わが国においても一時期採用された経緯がある。)の観点から再検討を行う余地もあろう。⁽³¹⁾

所得税法においては、その収益に対する課税の時期が併せて検討される必要がある。アメリカのようなスローバック方式による「後続調整方式」、イギリスの受託者課税・受益者課税による税額控除方式(これも「後続調整方式」ではある。)などは示唆に富むといえよう。⁽³²⁾

⑤キャピタル・ゲイン課税における課税の繰延べは、事業用資産、農業用資産の処分を対象にしており、これは事業承継、農業継続を配慮したものであると考える。このような政策的な配慮の有無もわが国では今後導入の是非が議論されるべきことになろう。また課税の繰延べの手法として、いかなる手法をとるかも(たとえばホールド・オーバー・リリーフ方式とノーゲイン・ノロス方式の優劣など)も興味ある問題であろう。

⑥わが国の相続税法四条において、信託設定時において受益者が「特定又は存在」する場合には贈与税が賦課される。受益者連続型信託において、信託法上受益者連続型信託がそもそも想定されていなかったと同様に、⁽³³⁾相続税法において受益者連続型信託の課税関係は念頭におかれていなかったといえる。受益者が連続する場合の課税関係について、委託者以外の受益者が各々の受益者の死亡を原因に、受益権を引き継ぐ場合の課税関係は、わが国の現行法のもとでは設定時にすべての受益者に課税するという見解(入口課税、設定時課税)と、それぞれの受益者の死亡を起因に課税が生ずるとする見解(段階的課税)が考えられよう。相続税法四条二項四号の停止条件が委託者の死亡である場合には、遺贈により取得したものとみなすとの規定(相続税法四条二項)は受益者連続型信託を想定していないものと思われ、委託者又は受益者の死亡を停止条件とする趣旨を考慮すれば、後者の

段階的な課税が支持されるべきものと思われる。

しかし、ここではイギリスの収益保有信託において、残余権者は「将来的享受権」に該当するが、当該享受権は相続税の排除財産となっており (HTA1984 §48(1))、前述の収益保有権 (II (4) の事例) における B は収益保有権や将来的享受権を保有しているとはいえず、単なる「期待権」(spes) であると解されている。わが国においても受益者連続型信託において、受益者のもつ請求権などの資産性を改めてわが国でも検討する必要がある⁽³⁴⁾。わが国においては今後、相続税法四条、所得税法一三条、法人税法一二条等のもとの信託課税法理が、信託法理、信託法、信託業法、相続法、相続税法(相続税・贈与税)との関係に留意しながら基本的に再構築される必要がある。

- (1) イギリス信託税制研究会編『イギリス信託・税制研究序説』四九頁以下(新井誠執筆)(清文社・一九九四)、新井誠編著『高齢化社会と信託』第四編(有斐閣・一九九五)、植田淳「わが国における連続受益者型信託」導入可能性に関する基礎的研究「信託一八〇号五頁(一九九四)。
- (2) 新井・前掲書第四編(一九九五)等参照。
- (3) イギリス信託税制研究会・前掲書五〇頁、五六頁参照。また、アメリカ、カナダ等コモン・ロー諸国における、このような財産計画への信託の活用については、エドワード C. ホールバック・ジュニア(新井誠訳)「米国における信託の利用状況と信託の利用目的」信託一七九号七二頁(一九九四)、ドノヴァン・ウオーターズ(新井誠訳)「今日のカナダにおける信託の活用方法」信託一七三号七三頁(一九九三)等参照。
- (4) イギリス信託法一般については、G.H.キートン、L.A.シユリダン(海原文雄・中野正俊監訳)『イギリス信託法』(有信堂・一九八八)(以下、「キートン前掲書」という)、森泉章編著『イギリス信託法原理の研究』(学陽書房・一九九二)、イギリス信託税制研究会・前掲書「第一章現代イギリスにおける信託の活用法」(新井執筆)欧米にお

ける信託および信託類似制度研究会『信託および信託類似制度の研究』第一部(木下毅執筆)、第二部第三章(松岡
 宏明執筆)等参照。その他、本稿では、イギリス信託法について、DAVID B. PARKER & ANTHONY R. MELLOWS,
 THE MODERN LAW OF TRUSTS (4th ed. 1979); PHILLIP H. PETTIT, EQUITY AND THE LAW OF TRUSTS (7th ed.
 1993); D. J. HAYTON, THE LAW OF TRUSTS (2nd ed. 1993) を中心として参照している。

(15) See PETER WHITE, PRACTICAL TRUSTS: LAW, TAX AND PRECEDENTS, chap. 2 (5th ed. 1994); BRIAN COURTNEY,
 TRUST TAXATION MANUAL 1.2 (2nd ed. 1990).

(16) PETER WHITE, *supra* note 5 at 118; DAVID B. PARKER & ANTHONY R. MELLOWS, *supra* note 5 at 62-
 89; PHILLIP H. PETTIT, *supra* note 67-73; Walters, *Recent Development Regarding Trusts*, 1991 EUROPEAN
 TAXATION 382, 362-83 (1991).

(17) See DAVID B. PARKER & ANTHONY R. MELLOWS, *supra* note 5 at 90-112; PETER WHITE, *supra* note 5
 at 19, 20.

(18) See DAVID B. PARKER & ANTHONY R. MELLOWS, *supra* note 5 at 113-18; Walters, *supra* note 6 at 383;
 PETER WHITE, *supra* note 5 at 184. フォニクは浪費者信託 (spendthrift trust) と呼ばれるものである。
 わが国では論稿は多々が、とりあえずエッセイ C. ホールマン・ジュニア (新井誠訳)・前掲(注3) 講演参照。

(19) DAVID B. PARKER & ANTHONY R. MELLOWS, *supra* note 5 at 62-89; PHILLIP H. PETTIT, *supra* note 67-
 73; Walters, *supra* note 8 at 383; PETER WHITE, *supra* note 5 at 72.

(20) DAVID B. PARKER & ANTHONY R. MELLOWS, *supra* note 5 at 69-76, 84; PHILLIP H. PETTIT, *supra* note
 44-50; Walters, *supra* note 6 at 383. なお、瀬々敦子「イギリス信託法における受託者の権利・義務」信託一八
 ○号二九頁(一九九四)も併せて参照。

イギリスにおいて、受託者は、所得及びキャピタル・ゲインの配分について権限を有するものが可能であり、また

受益者のクラスに新たな受益者を付加したり、削除したりすることも可能である。わが国において、裁量信託の課税関係を検討するにあたり、この「受益者の指定」がまず問題となるが、信託法上、受益者に関する指示はあるが、委託者の指示した受益者の範囲が漠然としている場合（例、友人、縁者）には信託行為は無効であるが、受益者は信託行為の当事者ではないことから、信託行為が当時特定・現存することを要しない（特定・現存は信託行為の効果が受益者に帰属する要件）と解されている。四宮和夫『信託法（新版）』一二七頁（有斐閣・一九八九）。たとえば、「委託者の子供四人のうち、受託者が最も事業遂行能力があると判断する者」といった指定も可能であろう。

下野博文「相続税法四条に関する一考察」税務大学校昭和五二年度研究科論文集六三頁以下（一九七八）も併せて参照。

(11) DAVID B. PARKER & ANTHONY R. MELLOWS, *supra* note 5 at 81-84; PHILLIP H. PERRIT, *supra* note 4 at 67-73; WALTERS, *supra* note 6 at 383; PETER WHITE *supra* note 5 at 102-107.

(12) 裁量信託、受益者連続型信託を意識したわが国のモデルについては、イギリス信託税制研究会・前掲書一六二頁以下、新井・前掲書第四章、植田・前掲論文二頁、三頁等がある。大島俊之「いわゆる『後継遺贈』について」谷口知平先生追悼論文集第三卷四六九頁以下（信山社・一九九三）、新井誠「信託と強制相続分・遺留分を巡る問題」国学院法学三卷四号一頁以下（一九九四）も本稿にとって有益である。

(13) 事業承継研究会（木幡文徳他）「経営権の承継と株式管理信託に関する考察（報告書）」二五頁～三四頁（財団法人トラスト六〇・一九九二年）。

(14) そもそも信託法が受益者連続型信託を許容しているかについては議論が存しよう。四宮・前掲書二二八～二三二頁（一九八九・有斐閣）、植田・前掲論文九頁等参照。

(15) 「委託者の死亡」という文言は、相続税法上の「条件」に死亡を含める趣旨であるとする見解、同法上の「条件」には「委託者の死亡」のみを含め、受益者の死亡は含めないとする見解、「委託者の死亡」のみならず「受益者の死

亡」も当然に含まれるとする見解がありえよう。立法経緯等からすれば第二の見解が支持されうるであろうが、法解釈上第三の見解も十分に可能である。税法の解釈については、「金子宏『租税法（四版）』一〇七頁以下（弘文堂・一九九二）、清永敬次『（新版）税法』三六頁以下（ミネルヴァ書房・一九九四）等参照。

(16) 事業承継研究会（木幡文徳他）・前掲報告書は死亡を条件とする受益者連続型信託と一定期限による受益者連続型信託をモデルとしており、前者は本稿と同様争いが生ずるが、後者については期限は停止条件ではないので「網打ち効果」が生ずることについては異論はない。下野博文・前掲論文五頁以下、二九頁以下、武田昌輔編『DHCコンメンタール所得税法』八九八頁、八九九頁（第一法規・加除式）等参照。

(17) 残余権者（帰属権利者）を巡る議論については、中野不覇雄「信託帰属権利者の性質」法学協会雑誌四六巻七号一一四九頁（一九二六）、下野・前掲論文四六頁以下、武田・前掲書八九三頁、八九九頁以下参照。

(18) 武田・前掲書八九八頁、八九九頁参照。

(19) イギリス信託課税については、イギリス信託税制研究会・前掲書「第二章イギリス信託課税の概要と特徴」（占部執筆）に依っている。その他、PETER WHITE, PRACTICAL TRUSTS: LAW, TAX AND PRECEDENTS (5th ed. 1994); JONE TLEY, BUTTERWORTHS UK TAX GUIDE (11th ed. 1992); MOIZ SADIKALI, BUTTERWORTHS YELLOW TAX HANDBOOK (13th ed. 1991); GILES CLARKE, BUTTERWORTHS CAPITAL GAINS TAX GUIDE (2nd ed. 1989) が有益である。

(20) 生前譲渡の多くは潜在的非課税譲渡（PET）にあたるが、直ちに課税されるものとして、イギリス信託税制研究会・前掲書第二章一一七頁～一一八頁参照。

相続税法において、収益保有権の存しない（所得に対して権利を有しない）信託は裁量信託に該当する。このような信託は、受託者が所得について裁量をもって、及び受託者が所得を累積する権限をもって信託である（キャピタルについての権限は裁量信託か否かを判断するには用いられなく（HTTA1984 part III, chap. III §§58-85）。

- (21) 「課税の繰延べ」の経緯等については、イギリス信託税制研究会・前掲書第三章二〇二頁以下参照。なお、「課税の繰延べ」としては、現行法の IHTA1984 §57 においてはホールド・オーバー・リリーフ（譲渡者はゲインに賦課されず、資産を取得した者の取得価額からゲイン相当額が控除される。）が取られているが、財産評価を必要としな
いノーゲイン・ノロス方式が検討されたこともある。同二〇四頁、二〇五頁参照。
- (22) 基本税率による課税は、個人所得について所得税率（最高税率の四〇％）で賦課されている者を信託の利用に走らせてきた。そこで、一定額以上の未配分所得について付加税率一五％を賦課して、総合税率（基本税率二五％＋付加税率一五％）を四〇％とすることが検討されてきた。現行の総合税率（基本税率＋付加税率）三五％は法人税率と同一である。なお、一九九三―一九九四年の所得税率は三段階（低税率二〇％、基本税率二五％、最高税率四〇％）である。イギリス信託税制研究会・前掲書第三章一九四頁以下参照。
- (23) イギリス信託税制研究会・前掲書第二章六九頁、七〇頁参照。
- (24) See PETER WHINE, *supra* note 6 at Chap. 6.
- (25) 詳細については、イギリス信託税制研究会・前掲書第二章七六頁以下（所得税）、九四頁、九五頁（キャピタル・ゲイン課税）、第三章二二八頁以下参照。
- (26) 一〇年アニバーサリー課税、出口課税についての詳細は、イギリス信託税制研究会・前掲書第二章一三二頁以下参照。
- (27) イギリス信託税制研究会・前掲書第二章一三四頁以下参照。
- (28) 占部裕典「信託課税における受益者課税、委託者課税の再検討」総合税制研究二号二〇頁、一二二頁（一九九三）、下野・前掲論文二頁以下参照。
- (29) 占部・前掲論文三五頁～四九頁参照。
- (30) 小林一夫「信託税制の問題点について」信託復刊九一号一一七頁以下（一九七二）、西邑愛「信託税制について」

信託九八号五三頁以下（一九七七）、下野・前掲論文九頁以下参照。

(31) 占部・前掲論文四九頁以下、下野・前掲論文九頁以下参照。

(32) スローバックルールについては本稿では言及することができなかったが、Cunningham, *The Trust Throwback Rules: The Solution Remains After The Problem Fades*, 24 AKRON L. REV. 23 (1990) が詳し。

(33) 小林・前掲論文一一九頁以下参照。

(34) PETER WHITE, *supra* note 5 at Chap. 18. さらに、イギリス信託税制研究会・前掲書第二章一三〇頁参照。

(本稿は、甘粕記念信託研究助成の成果である。記して謝意を表します。)